

(通知文)

高福第 2449 号
令和6年(2024年)12月24日

〔北海道老人福祉施設協議会
一般社団法人 北海道高齢者向け住宅事業者協会
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 北海道支部〕 長 様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営担当課長

北海道有料老人ホーム設置運営指導要綱等の一部改正について(通知)

このことについて、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに対する指導については、「北海道有料老人ホーム設置運営指導指針(平成14年10月25日付け高福第389号)」(以下「道指針」という。)により行っているところですが、今般、国の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付け老発第0718003号)」が改正されたことから、道においても必要な見直しを行い、下記のとおり道指針を改正したので通知します。

記

1 関係規定

(1) 北海道有料老人ホーム設置運営指導指針

2 主な改正内容

(1) 北海道有料老人ホーム設置運営指導指針
第12 契約内容等 6 入居募集等について

3 施行日

令和6年12月24日

〔高齢者保健福祉課 事業運営係 011-204-5935〕